

長岡京市意見公募手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意見公募手続に関し基本的な事項を定めることにより、市民等の市政への参画を促進するとともに、市の意思決定過程の公正の確保並びに透明性及び説明責任の向上を図り、開かれた市政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見公募手続」とは、市の基本的な政策等を策定するに当たり、当該政策等の案及び趣旨等の必要な事項を広く公表し、公表したのに対する市民等からの意見を受け付け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 本市に対し、市税の納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る案件に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市政の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）
- (2) 市の基本的な方針を定める計画の策定又は改定
- (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、政策等の案が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、意見公募手続を行わない。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの
 - (2) 軽微なもの
 - (3) 実施機関に裁量の余地がないもの
 - (4) 特に専門的な知識を要するもの
 - (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する直接請求により議会提出するもの
 - (6) 法令等により公聴会等の手続が定められ、実質的に意見反映の機会が確保されているもの
- （政策等の案の公表）

第4条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、当該政策等の策定の意思決定までの適切な時期に政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 政策等の案を立案した趣旨
- (2) 政策等の案の概要
- (3) その他実施機関が必要と認める資料

3 前2項の規定による公表は、市のホームページへの掲載及び実施機関が指定する場所での閲覧により行うものとする。ただし、政策等の案又は資料が著しく大量である場合については、市のホームページで政策等の案の概要のみを公表し、詳細は閲覧とすることができる。

4 実施機関が特に必要と認める場合は、前項に規定する方法のほか、印刷物の配布、説明会の開催等により、政策等の案及び資料を公表することができる。

（意見公募手続実施の周知）

第5条 実施機関は、前条の規定により政策等の案を公表する前に、市のホームページへの掲載等により、当該意見公募手続の実施について、できる限り早期に予告するものとする。

2 意見公募手続を実施する際には、市の広報紙への掲載その他の必要と認める方法により、当該意見公募手続の実施についての周知及び関連する情報の提供に努めるものとする。

（意見の提出）

第6条 実施機関は、案の公表の日を起算日としておおむね1月の期間を設け、市民等からの政策等の案に対する意見の提出を受け付けなければならない。

2 前項の意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参

- (2) 郵便又は信書便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が特に必要と認める方法
- 3 意見を提出しようとする市民等は、原則として住所、名前及び連絡先を明らかにしなければならない。ただし、実施機関がその必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関が特に必要と認める場合は、意見の提出者を市民等に限らないとすることができる。
- (意見の取扱い)
- 第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、政策等の策定の意思決定を行わなければならない。
- 2 実施機関は、政策等について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、長岡京市情報公開条例（平成11年長岡京市条例第17号）第6条に規定する非公開情報に該当する情報が含まれているときは、その全部又は一部を公開しないことができる。
- (1) 提出された意見の概要
 - (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方
 - (3) 政策等の案を修正した場合における当該修正内容
- 3 前項の規定による公表は、市ホームページへの掲載によるものとする。
- 4 実施機関は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、当該意見のうち類似の意見及びこれに対する考え方をまとめて公表するものとする。
- 5 実施機関は、意見を提出した市民等に関する情報は公表しない。
- (複数回の意見公募手続)
- 第8条 実施機関が特に必要と認める場合は、意見公募手続を複数回実施することを妨げない。
- (意見公募手続の特例)
- 第9条 審議会等がこの要綱に準じた手続を経て策定した政策等の案を実施機関が採用する場合は、実施機関が意見公募手続を行ったものとみなす。
- (一覧表の作成)
- 第10条 市長は、実施機関が意見公募手続を実施している案件の一覧を作成し、市のホームページにおいてこれを公表するものとする。
- (その他)
- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に策定の過程にある政策等の案については、可能な限りこの要綱の手續に準じた手續を経て策定するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する